

単独移住者が大多数をしめていたこと、作業期間が短かくたゞ天恵にのみ依存する生業の跛行性、官吏の開拓地経営方針の不適当等に起因しよう。しかしながら漸進的に土着者による郷土確立の作業はつづけられ、また離村者といえどもみな他の地方においてその開拓の任を果したことは多とすべきであつた。

東北漁民の入地によつて一応人口を激増し開墾の第一歩を踏みだした幌泉地方は、それ以前より自由入地するものがあつたことは既に触れた。殊に笛舞村の北村、中沢等は明治以前より永住し、後者は七年近呼に鮭網をおこして昆布以外の漁業に新しい針路を示し、油駒には先達守田安右衛門が在つて住民の安定に熱意を傾け、幌泉には林重吉が函館より入つて百貨店をいとなんで土着商業者の開祖となり、庶野には長岡庄兵衛が明治三年に自から二十七戸の漁民を誘つて移着させ、辺境獲留の如きも、古い漁業家によつてその村造りが良心的に推進されたのである。今この地を目標とよぶに至つたのは、その昔の漁業主の姓によつたものである。

二 先駆移民の開村

七五

第二編 開拓創業

七六

三 産業その緒に就く

1 漁場改革

明治二年九月請負制度廃止の布達は、日高産業史上劃期的な出来事であつた。ここにおいて請負人の収奪に委されていた漁場は解放され、勞力給源としてきびしくしばられていたアイヌ及び自分稼ぎ、永住人等は自由に活動することを許されることになつたのである。

二年十月には幌泉の杉浦嘉七（福島屋）浦河様似の佐野専右衛門（万屋）三石の小林重吉（小林屋）を罷免して官擲とした。そして函館より産物係官が出張して必要物資の仕込み、課税、産物の収納を実施した。三年十一月東部御親料規則が定められてから後も既に記した通り官吏の措置が当を失し、幌泉郡の住民のごときは、一切の収支を旧請負人時代と同様官吏に委せ放していたのであるが、負債山積の結果屢々紛擾をおこして、開拓使の一失政と言われるに至つた。よつて五年に三石は、世評の良い小林重吉に漁場持を命じ、他の三郡はそれぞれ移住団体一般漁民アイヌ等に解放し、取引関係もすべて自営に委せた。このため杉浦嘉七は大打撃を被つて退き、その前後の経緯については東北岸漁民の着業の条に既述した通りである。この三郡の解放は、アイヌ授産の意義を実行に移したものである。注意しなければならない。

沙流は二年九月山田文右衛門の罷免によつて、同年十月東半郡は彦根藩に所屬し、西半郡は仙台藩領となつた。後者はシノタイの昆布若干にすぎなかつたが、前者には昆布鮭漁場があつた。彦根移民は一部漁場に稼働したが、四年八月支配を解除されてよりは、有志斉藤正寿等が飯田信三をして漁場の経営にあたらせた。そして五、六年は豊漁を得たが、七年は凶漁のために破産し、以後危局を拾収した信三が漁場持となつて鋭意事業の拡大をはかつた。後九年九月一斉に漁場持を廢したが信三はなお多くの漁場を入手し、

あるいは陸産、商業にも満足をはして、西部日高屈指の事業主となった。

新冠は浜田屋佐治兵衛退去のあとを、徳島藩が之を経営し、三年高田屋嘉兵衛の末篤太郎に御用達を命じ、四年三月稲田家に引継がれ、八月開拓使に直屬し、五年山田栄六が代つて漁場持となった。山田は水産税の怠納の故を以て、九年細野光儀、青山藤吉がこれに代つたが、九月になつて漁場持を廢され一般に解放されたが、概ね先の二名の有に帰した。

静内郡は佐野専右衛門が罷めて、増上寺が之を所有したが、御用達は後に著名な実業家となつた柳田藤吉（函館後に根室在住）であつたと推測される。増上寺は開拓使記録に好ましくからざる汚点をのこして換地され、稲田氏が勇躍入地して、期待にそむかない好成绩をのこした。四年八月には開拓使に直屬し、翌五年山田栄六が漁場持を拝命したが、前述のごとく八年末失脚してしまつた。稲田移民は同年を以て扶助延長期間がきれたので、官は農業のみでは生計を維持するの困難を認め、農漁二業に依存させるため、六漁場を附与した。但し漁場稼アイヌの權益を認めて、昆布漁はすべてアイヌに分配した。

十三年の開拓雜誌（赤心社移民の条参照）によれば、稲田旧臣は会社組織を以て漁業を経営したが、不慎れなため失敗し、本国より優秀な漁夫を招来して局面を打開しようとしたことが認められるから、経営は必ずしも順調でなかつたことが窺われるのである。以上の通り日高各地の漁場はここに全く解放されて、自由に生産しあるいは仕込み、集荷を行うことが出来るようになったことは、漁村の一大躍進といわなければならない。当時日高の海産の主要なるものは昆布であり、他に若干の鮭鱈、メダカ、干物、魚油、なまこ等があつた。昆布は全国の外に清国に向けられるものが多く、柳田藤吉のごときもこの面で活躍した一人である。しかしこれらの多くは清国商人の手によつて行われ、その利潤もまた清商の壟断するところであつた。開拓使と内務省勸業局とは資金六十万円を以て広業商會をおこし、昆布資金の投入と共に清国向直輸出を計画した。

請負人あるいは漁場持制度は、ややもすれば利益をろう断して弊害もすくなかつたが、凶漁の年も生活物資を注入して、住民の生活を保持することが出来た。一たび漁業の自由が認められて従來の漁業資本家が除かれるや、これにかわる地元資本はまだまだ微弱であり、かえつて住民（特にアイヌのごとき）は困難をおぼえた。かかる際に民營の広業商會の活動は、本部の危急を救つたもの

三 産業その緒に就く

七七

第二編 開拓創業

七八

として古老の記憶によく刻まれている。

一方昆布の品質改良も欠くべからざることなので、八年一月大阪商人より苦情を持たされたのを機に、各生産者はその昆布に記名した木札をさげることと定めた。また十年には小林重吉は清国向刻昆布加工工場を三石にもうけ、職工六十人に達したことがあり、毎日二万斤を製造して、好評を博した。これは十四年函館に移された。

昆布の増産については十三年昆布礁ののさまたげとなることも草刈を命じ、十六年札幌県は、日高の昆布製造業人総代を浦河にあつめて事情を聴取し、昆布製造改良組合を結成させた。本組合は製品の向上のみではなく昆布礁の造成についても規約している。

漁業については、沙流漁場は鰯場として有名な勇払に近接した砂浜であるため、明治五、六年頃より鰯網が使用されたものごとく、又八年春立にも鰯網の着業がある。明治五年八月開拓使使用蓬木村万平は水草の水練者数人をやとつて、浦河沿岸に着業させ、漁法の改良を企てたが、余り期待出来なかつたものようである。浦河村については明治三年会所世話方金次郎等番人男女四十四名が本籍を移して永住したことも見落してはならない。明治七年幌泉の中沢徳兵衛様似の矢本倉五郎は鰯網を開始し、十年様似に鰯網が着業された。しかし一般に新しい漁業の進出は当期にあつてはまだまだ著しくなく、鰯手操網漁業のごときも、はるかにおくれて二十二年猿留の高橋徳藏等の操業まで待たなければならなかつた。

昆布の薄生は明治十年代にすでに識者にはみとめられ、スモも刈、造徳がすすめられたが、過去における山田屋の沙流におけるごとき本格的なものではなかつた。鮭鱈については、六年ウライ（築）九年川を横断するテス網を禁止したが、移民の入地加わるにつれて密漁を防止することは容易でなかつた。小林重吉は鮭の孵化をこころみたとの説もあるが定かでない、二十二年三石の小林友七の同事業を以て嚆矢とするもののごとくである。尙六年官は広尾の鰯を西舎の川に移殖したことも記録にみえてはいるが、之又移民を愛護しようとする一案であつたにちがいない。

2 初期の農業

日高の農村開拓は明治三年沙流郡へ仙台藩士の入地したのをはじめとし、齋根藩民、稲田主従、天草大村の移民等によつて軌道に乗つたのであるが、(一)本格的な開拓技術を持つた優秀農民でなかつたこと。(二)北地生活の経験のよるべきものに乏しかつたこと。(三)適作物の発見乃至導入がなされていなかつたこと。(四)生産物の販売が交通難によつて梗塞されてきたこと。(五)新墾農具及び役馬役牛の欠除等の諸原因と、交々至る自然の脅威とによつて多数の離脱者を出し、開拓面積も微々たるものに止まつた。

開拓創業の苦心は後來住民の規範となるべきものであるから前章に詳述したが、例えば佐瑠太移民概表等を参照することによつて、思いを新たにすることができよう。また明治十四年夏、十勝開拓の雄図に燃えつつ静内開墾地を檢分した依田勉三のごときも「波茶利にて沿道の移民土地肥沃に過ぎて豆類薯葉のみ生長して結実せざるを聞き、斯く風土に恵まれたる結果農家一体怠惰の風あり、旅宿の如きも、日出でて少女が起き、主人が次いで起き、然る後家妻が起きて炊飯す。為めに朝食は十時なり」等といい、北海道史(通説二、七七八頁)も日高国一帯における開拓精神の欠除を述べている。これはたまたま出遇つたことがきびしい旅人の心を刺戟したにしろ、当時におけるこの地方の民風の一部を示したものであるとして記録に値する事柄であらう。

北海道の開拓については、黒田清隆が海外の長所を採り入れることに重点をおき、外人を招いたり家畜種子農具等を輸入したりしたが、今日本道の山野に繁茂する牧草のごときも、この期に移入されたものの一つといえるであらう。また馬を御する掛声の中に、バイキ、オーヨなどがあるが、これなども米国風の掛声の転訛であり、ガラ、ムクシ等の馬具の名称なども、その名残りであろうと推察されるのである。

家畜は新冠牧場が設置され、天恵の氣候風土と相俟つて有利に展開されたとはいいながら、明治九年になつてはじめてアラオが移入されるまでは殆んど顧みられなかつた。ところが明治十四年頃になると三石において開拓使は牛耕を試み、赤心社もアラオの扱下げをうけて牛耕を以てその作業を進歩させている。駄馬は多くても耕耘に使役すべきものはなく、馬体の改善も一向に進まなかつた。この様に開墾方式は主として内地延長主義を採用したので、勢い麻、藍の栽培加工、養蚕、真、漆樹のごときものを重視して、現在よりはるかに内地模倣の度合いの強かつたことが知られる。

三 産業その緒に就く

第二編 開拓創業

麻は新開地に適し、また漁業北海道に無限の需要があるので、開拓使はこれが普及と共に加工にも大いに力を入れた。日高の各地においても比較的良好な成績をあげ、その現金収入は農家を救ふこと大なるものがあつた。藍は佐瑠太の人々によつて明治四年既にごころみられ、開拓使監作の指定地として静内に特例を設けたことは既述の通りである。目名の製造所よりは、十二年に玉藍十三貫入七百余俵(八千四百貫匁)を産出し、東京市場で好評を博した。之が衰えたのはインデゴの輸入によるものである。

養蚕については、文久安政のころ、幌泉に駐留した鈴木三左衛門が野桑を以て、之をごころみて結果は頗る良好であつた。これ蝦夷地における新業の起源といわれ、開拓使も当初より養蚕に重きをおき、蚕種を配布し、繭を買い上げて大いにこれを奨励した。ケブコンの紀行に「三石川ヲ渡レバ、養蚕所アリテ、蚕卵紙ヲ製ス、我等暫ク足ヲ停テ之ヲ觀タルニ、其建物ハ単屋ニシテ、大イサ十六尺ニ廿五尺ナリ、其内ニ職人風十二名アリ、毎才蚕卵紙ヲ製スル七百枚ナリト云フ」(千八百七十四年第九月二十九日、東京開拓使呈黒田開拓長官閣下、教師頭取兼顧問ホラン・ケブコン)とあつて、その盛業を窺ふことが出来るが、これは小林重吉の経営するところのものであつた。

次に、明治十年より十四年に至る各郡の耕地を示すこととする。

各郡耕地表

郡名	明治一〇	一一	一二	一三	一四
沙流	一四七町二反	一五八・三	二一五・八	一九七・二	一一〇・五
新冠	三三・四	一三三・三	二二・二	五・三	三九・九
静内	一九五・九	一三九・二	九一・七	一九二・六	一九五・九
三石	二・二	二・四	二・八	二・八	三六・三
浦河	七二・四	七九・五	七三・〇	一〇一・四	一四四・九
様似	九・〇	九・五	九・七	九・七	一一・一

幌	一五・六	二〇・一	一六・〇	二八・八	三〇・五
計	四七四・七	四二二・三	四三六・四	五三七・八	五六九・一

旧記によると文化二年(一八〇五)沙流の番人が水田をひらき新穀を奉行に差出したことが、蝦夷地米作史の発端であるといわれるが、これは一時的のことに属し、久しく廃絶していたのが事実である。ところが明治三年仙台移民に随行した南部人互野留作は、明治八年同郡平賀の地を相して、水稲の試作をはじめた。これ篠路の早山清太郎、島松の中山久蔵、当別の伊達邦直と共に本道興地における光榮ある水稲の先駆者である。その後幾多の困難に屈せずこれが発達と普及に専念し、互野より十九年静内郡の八田恒蔵に、平取村の安田権兵衛(二十八年)に、安田より新冠へ、静内より三石村へと、彼が素志は次第に伝播して、それぞれの米作の創始となつた。明治三十八年十月、有志相協つて富川々西の台地に「水田之開祖互野留作翁之碑」を建てて、その徳を永遠に伝えることとした。杵田西舎の精農は夙に米作に着眼し、尾田・本巢はともに明治十二年島松村の中山久蔵を訪うてその耕種肥培の状況を視察し、種籾一石を得て、十四年各二、三町歩に播種し、成績良好で、視察者の賞讃するところとなつた。このほか明治五年門別に水田五畝のあつたこと、十五年静内の稲田家造田、十六年佐塚太の木皿利三郎、荒井直三郎、町田権太郎等の試作も記録されるべきであろう。当時の統計によれば、十三年浦河郡に水田一町一反四畝、十四年五町三反八畝が記録され、他は固定したとみなさず計上されてない。

当時開拓使の米人指導者はむしろ米作に注入する労よりも畑作の進歩を期待していたため、強力な推進工作はなかつたが、日本人の米作に対する特殊な心理は、民間人の営々たる工夫創造の上に徐々に築かれていつたのである。

3 日高の牧場

安政四年(一八五七)幕府は浦河牧場を開いたが、明治元年開拓使は之を廢して、その馬五百余頭を模似、浦河、三石各郡の住民

三 産業その緒に就く

八一

八二

第二編 開拓創業

に委託した。

開拓使七等出仕北垣国道は日高が牧馬に好適の地であることに着目し、また会所その他に飼育されていた馬が野生化して耕地を荒すものなどがあつたので、住民に命じて新冠に駆集させたことがあつたが、明治五年吏員を派して新冠川沿岸の地約二億万坪を牧場用地と定めた。六年国道は六等出仕に任じて浦河支庁を担当したが、新冠の北西台地に横九百間縦四千三百二十間此間凡一万四百坪を木柵で囲み、一頭に付三千二百余坪の割を以て馬千七百頭を収容することとした。官舎、番人アイヌ小屋等を設け、散在する馬を駆集して二千二百余頭を得た(一説に一八七三頭)

明治七年秋開拓顧問ケブロンは新冠牧場を視察した。折から二千三百余頭の馬群が集められていた。ケブロンはこの地における周年無給飼放牧の状況をきいて、前代未聞の好条件であると驚きかつ喜んだ。馬群をみると牡馬一に対して牝馬二にも達しないから、これでは牡馬は争鬪のみに奔命して生産に不利であると考え、南部馬を入れて品種の改良を計るべきであると勧告した。

先に六年五月アメリカより短角牛を伴つて来道した米人エドウィン・ダンは、ケブロンの意を体し、十ヶ年計画を策定して、専ら力を新冠牧場の改善につとめ、夢寐の間も之を思わないことはなかつたという。八年即ち南部産牡馬十餘頭を移して交配に着手し、九年八月白老幌別地方の官馬を併せ、地域拡大にすくため、十年九月広さを二千六十万坪に限り分つて七区とした。この年東京青山試験場より和洋雜種牡馬一頭を移し、また翌年雜種牡馬一及び南部牡馬一を移した。さらに青森より牡馬十五頭を入れ、漁村地方の牧場の馬をも併合した。新たにビバウ川岸に畜舎を建て、十二年柵を拡張して三大区二十小区を設定した。また幕別に西洋牧草を播種し、五月米國より良種馬二頭を輸入した。この頃新冠の馬群は、野犬、狼群のねらうところとなつたので、近村アイヌの畜犬を禁じ、狼群に対してはストリキニーネを塗布した肉片を散布して、絶滅を期し、薬品は国内で不足し米國より取り寄せたほどであった。

明治十五年開拓使が廢されて三県が置かれるや農商務省所管となり、同年農商務卿西郷従道が来場して事業の拡張をはかり、十六年北海道事業管理局に移管し、経費二万円を投じて一層の改善を加えることとなつた。

明治十四年、明治天皇本道行幸の折は、九月特に侍従片岡利和を新冠牧場に派遣されることとなつた。開拓使を御用掛佐藤博光が先導して三日牧場に着し、詳細に視察し、七日平取を経て札幌に帰つた。十五年侍従藤波言忠が巡視して良牧場なることをたしかめ、十六年には小松官彰仁親王、舘内鉄道開通式にのぞき途次本場に立寄り、また平取村を巡視された。この年宮内省御料牧場と決定し、十七年藤波侍従は再び調査のため来道した。彼はついで牧場御用掛に任じ、外遊して先進国の牧場を視察し、帰朝の後主馬頭として、新冠牧場の発展に努力した。

本牧場の設置は、ひとり日高の馬産に利益をもたらしたばかりでなく、著名人の来訪によつて、日高の発展に間接的に好影響を与えたことが少くなかつた。

新冠牧場の産馬は毎年三、四百頭宛下げられて日高の馬匹改良に役立つたが、十二年には民間馬百頭を限つて種付を許可した。また不良牡馬の去勢については、ダンは既に六年これを指示し、九年官またこれを各戸長に諭達した。十一年、新冠牧場の現術生徒を各地に派遣して、五百余頭の去勢を実施し、その技術を普及するにつとめた。

当年代においては、まだ道路も一向築造されず、蹄鉄、馬車の普及をみたのも二十年以後のことであるといわれる。僅かに駅通馬によつて浪打際とか河床または細小なアイヌ道を在来種に乗つて往来し、日用品雜穀等は数頭の馬を連絡して駄送(ダンヅケ)或はダシヨ)したのである。したがつて開墾期の石狩方面より馬買いが入りこみ、あるいは駄送業者が降雪をきけて沙流海岸地方に来て越年するなどの風景がみられた。住民は木柵も整備せず、ただ馬群の集団性を利用して放飼し、いわゆる自然蕃殖によつて得た良馬とりのりの馬匹を売却して居たに過ぎなかつた。

それがために放馬は屢々農耕地に侵入して農民を苦しめた。次に掲げる明治七年浦河支庁達文は、よくこの間の消息を物語つてゐるのである。

各郡移住民開墾地へ折々馬放シ込、夫カ為作物ヲ妨害シ迷惑ノ者不少、凡何事ニヨラズ悪業アレバ其筋ニ請フテ処分ヲ可受ハ勿論ノ事ニ有之畜類ト雖狼ニ毀傷致候道理無之然ルニ間々馬ノ身体ヲ傷ケ縦ニ不仁ノ所業ヲ働キ復仇致候者有之哉ニ相聞ニ以ノ

三 産業その緒に就く

八三

第二編 開拓創業

八四

外ノ事ニ候。必竟馬除柵杭等不行届ヨリ生ズル義ニ有之就テハ向後畑地圃ノ養柵杭ノ類丈夫ニ柵ヘ高サ六尺ニ貫二条ヨリ不少若溝渠ナラバ幅深共四尺ヨリ狹カラス又土置ヲ築キ敵重馬除手当致シ平常出入口等閑ニ不致置様心掛可申然ル上尙モ飛越踏荒候時ハ其筋ヲ経テ処置可致万一一己ノ了簡ヲ以テ前条ノ如キ所業ニ及ブ者ハ速ニ律ニ照シ処分可及候兼テ相心得ベシ。

これによつてみると、馬の逸走防止のため飼主が木柵を設置するよりも、農民の方で防柵を施すようにという達しで主客顛倒の感が深い。しかし札幌開墾時代になると、流石に放馬禁止令が出され、農業の優位性がみとめられることになつた。

馬産家の中には、アイヌも少なくなかつた。牧夫もアイヌに恰好な仕事であり、特に新冠牧場における野馬取は、アイヌ青年にしてはじめてよく為し得ることとされた。競馬騎手としても優秀なものが輩出した。日高の馬産はアイヌの生活にとつても益することの多かつたことは興味あることである。

民間牧場としては、岩根静一が明治十三年門別村に開いた牧場が有名である。岩根ははじめ新冠牧場に雇われていたが、後辞して波恵に移り、幾多の辛酸をなめて経営につとめた結果、明治十七年北海道三原聯合物産共進会に産馬を出陳して一等賞をうけるなど、次第に実績を挙げていった。

赤心社ははじめ農耕に専念したが、開拓使廢止後の不況に直面して、混同農業に転ずべく十七年野深牧場を開設し、雑種馬を入れ短角牛を飼ひ、二十年はじめて綿羊を飼育し、アルゼリ種牡馬二頭を委託繁殖し、野深の牧場を拡張するなど当局の賞讃するところとなり、東部馬産家を刺戟するところが多かつた。

この期においては肉牛の飼育も行われた。明治十四年岩手県人工藤助作が郷里から和牛三十七頭を入れて開墾と蕃殖につとめ、さらに短角牛を真駒内より移した。官は資金を与えてこれを奨励したが、工藤は「畜牛と坐臥を共にし其力行忍耐実を称嘆するに足る」(殖民地情況報文)と賞讃されているように、その熱意と努力とは余人の追隨を許さざるものがあつた。十九年和種雑種二百三十余頭、官有の洋種十二頭を有し、二百六十余町の牧場も狹隘を感じる程で、全道屈指の牧場経営者としてきこえた。

4 アイヌの授産

漁場改革にもなつてアイヌも自由な行動をとることを許されたが、二年九月大政官の制旨を以て、移住民は「土人ト協和生業蓄殖候様同化心」を以てあるべきことがのべられている。

稲田移民も彦根藩民も何れもアイヌの戸口を調査し、扶助米を給した。後者の計画ではアイヌにも開拓させ産業を興させる意図がなされ、明治三年佐瑠太移民のうち吉田、牧野の兩人が平取に入り、芳賀、堀田がサルバに居住したのも、今に指導員なる名称を以て伝えられているところをみれば、アイヌに農耕を営ませ産業の興隆に携わせる意図のあつたことが知られる。(平取村開村五十年史)

五年になると和土人共に土地の私有を許されたが、十年の地券発行にあつては、しばらくアイヌの土地私有を保留し、すべて官有地として濫りに失うことを防ぐこととした。当時は和人移民すらその農業安定に没頭していたときであるから、アイヌが自ら進んで農耕生活に入り得る筈もなく、切角附与された土地も好まぬ和人に横領されるおそれのあることを懸念しての措置であつた。

当時アイヌは、平年には天産物を以て生活を支え得たが、たまたま漁猟凶年に会すると少なからず窮乏し、救済にあたらなければならなかつた。殊に銃器の移入によつて、鹿は一の移出商品として、濫獲され、アイヌも之によつて得る酒糞米塩をよることという有様であつた。かくて猟夫、樵夫、皮買い等の群は至るところに銃声をひびかせて幌泉より広尾に、あるいは沙流川を溯つて十勝高原に移つていった。明治十年前後の幌泉村は年間鹿二万頭を得る盛業であつたことを伝え、犬四、五頭を使つて一日に二十数頭を獲たものもあつた。沙流川筋では明治初年アイヌのみで、年々五千頭の鹿を食料に供したといわれる。

このような濫獲によつて鹿は急速に減少しはじめてきたので、官もこれが保存のため、九年九月ブシ矢の使用を禁じ、一方銃をあたえて銃猟の方法を指導した。十一月鹿猟規則を定めて「鹿ハ北海道産ノニシテ其利尠シトセズ、然ルニ其制ヲ建テズ妄ニ獵殺シテ其ノ種ヲ滅シ其ノ利ヲ失フニ至ル」が故に、納税鑑札制として六百名に制限した。そして十一月より二月までを獵期として禁獵

三 鹿獲の制限

八五

第二編 開拓創業

八六

区をも設定した。このことは資源の保存上当然であつたが、既にアイヌの自給自足資源としての均衡は破られ、法の制定は結果においてアイヌの生活を圧迫することとなつた。そのみでなく、十二年の春は大雪の上に降雨があつて地表が固く凍結したため、蹄を以て雪を掻いて笹を食する鹿は飢えて斃れ、あるいは海岸に出て思慮なきものの殺戮に委せられるという有様で、以後鹿の影は全く跡を断ち、殆んどアイヌの生計に無関係なものとなつてしまつた。そこでやむを得ず、壮年アイヌは老人婦女子をコマンにのこして牧場漁場に出稼し、己ひとりの口は糊し得ても家族をかえりみる余裕は持ち得なかつた。

これより先き、明治八年土人撫育問題について開拓使は、日高東部三郡の漁場をアイヌに割渡して生活を安定させようとし、五月アイヌについて特に理解と同情心のあつた松本大判官の意見によつて次のように措置された。

「(上略) 一、浦河漁場鮭一箇所 一、市父漁場鮭一箇所 一、ウシユツペ昆布浜一箇所 一、チャラヒノイ昆布浜二箇所 一、元静内一箇所 一、ヲシヨシナイ昆布浜一ヶ所 一、ヲタリベウシ昆布浜一箇所 一、ツノミ昆布浜東西二箇所 一、有勢内昆布浜一箇所、以上土人一統渡」「浦川郡昆布浜従前拜借渡済残官持ノ分、今般更ニ割渡一、総數二百二十浜内(百四浜従前官持、三十浜従前永住人浜、八十六浜従前土人渡)」「様似郡一、總數百七十八浜内(百三十浜従前官持、三十八浜従前永住人持、二十七浜従前土人渡)」(北海道史通説二)

この当時漁村におけるアイヌの生活はどのようであつたかというに、鈴木赤心社長は「三石は昆布の上等にて全道の上位を占む上方にても三石昆布と云は即ち此地を指すなり。陸にはアイノウ人の家數百戸もありて其門前否小屋の前を徑過せり、其の中尤小なるものは九尺式間どころでなく六尺四面位なり、此の如き家に戸を見たり家の大小に係らず床のあるものなし、メノコが門前なる砂原にて着の干物を立ち喰ひすると曇き砂原の中に転々横臥せるには驚きたり」等とその窮迫した生活振りや未開の状況を記している。

(明治十四年北行日記)

札幌県時代の十八年四月、内務大藏農商務三省に具申して、毎年七千円宛の賜金を以て向う十ヶ年を期し、農業授産事業を開始することとなつた。

旧土人救済方法

第一条 此方法へ管内旧土人ニ農業ヲ授ケテ、目下生活ノ困難ヲ救済シ、将来独立自営ノ道ヲ得セシメン為特ニ施行スルモノトス

第二条 此方法へ明治十八年ヨリ同二十七年迄向フ十ヶ年間施行ス

第三条 旧土人ノ総戸数二千五百九十戸ヲ十ヶ年ニ割リ、即チ一ヶ年二百五十九戸宛、農業ヲ授クルモノトス

第四条 戸数最も多ク生計困難ヲ極メタル、日高国沙流郡ヲ第一着トシ、漸次一般ニ及ボスモノトス。其ノ順序左ノ如シ、但シ實際着手ニ臨ミ困難ノ景況、土地ノ便否等ヲ斟酌シ多少前後スルコトアルヘシ

初年	日高国沙流郡	二五九戸
二年目	日高国沙流郡	二二七戸
	担振国勇払郡	一三二戸
三年目	担振国勇払郡	一〇三戸
	日高国新冠郡	一三二戸
	同 静内郡	二四戸
四年目	日高国静内郡	二五九戸
五年目	日高国静内郡	二〇戸
	同 三石郡	六六戸
	同 浦河郡	二二七戸
	同 様似郡	四六戸
六年目	日高国様似郡	一九戸
三 産業その緒に就く		

第二編 開拓創業

同 幌泉郡

二八戸

これをみれば本法は正に日高アイヌ救済事業たるかの感があり、それだけ鹿依存による生活の打撃は痛切であつたのである。アイヌには食糧農具種子を給し、また指導員を派して懇論奨励した。もとより漁獵段階のアイヌのことであるから、最初は当局も逡巡したが、熱心なる勸説によつてその意見にしたがつた。貫気別、荷負、長知内、幌去各村は四月より畑三十九町をひらき、各種作物を蒔付け、二風谷、平取、荷葉等も六月より成墾六十町に達した。

授産指導の便宜地味の関係上奥地のものは便利なところに移動し、殊に沙流川筋におけるコタンの移動は著しかった。

また明治十八年の記事によれば、平取の土人学校にて農業現術を学習せしめるため約一千坪を指定し、十五名の現術頭が之を担当し相当の教養をあげたことがあるから、若し仮に順調に發展したならばアイヌ農業学校として、日高のアイヌ向上のために多大の成果を挙げ得たことであらうと思われる。

概して失敗の観があつた三県時代に、ひとり光彩を放つアイヌ授産事業は、十九年の廢県とともに別途下付金は中止されたが、日高アイヌの受けた恩恵は極めて大なるものがあつた。但しアイヌ授産事業は、縮少されつつも道庁時代に引きつがれたことはいふまでもない。

5 自然の災害

明治二年の東北北海道の大凶作も、未だ耕作の行われなかつた本地方にとつては、単に食糧の不足となつてあらわれたにすぎない。明治五、六年は海産物が良好で、特に鱒の来遊が多く好成绩をおさめた。しかし七年は大凶漁、十年もまた大不漁であつたが、十一年は豊漁のため漁民一同胸を撫でおろしたわけである。昆布も一般にこの期において豊富で、それほどの凶作はなかつた。

洪水は何れも原始河川であるので、多少の降雨にも出水し、柘臼西舎、元浦河、佐瑠太の移民はことに困難した。九年八月日高一帯におこつた洪水も、被害甚大で橋梁家屋の流失が少なくなく、中でも沙流川の氾濫によつて、仙台移民は六年以来粒々辛苦開墾し

た耕地を流失し、多くの離散者を出し第一回の露村の危機に直面した。十六年は旱魃の年であつたが、十月に入つて暴風雨が有り低地に入つた赤心社移民を苦しめた。十八年七月の暴風雨は大小の被害すくならず、家屋の流失するもの七〇戸に及んだ。

草創の移民にとつては、熊のごときも、もちろん人心を不安ならしめるものであつたが、その年代における悲惨な記録は残されていない。然し野馬に対する耕地の被害は意外に多かつた。鹿も同様である。稲田移民の入植当時「野馬が円陣を作つて所々に生活して居つた為、折角成育した作物は全部被害等に食荒されて全く収穫が得られない」（日高開墾功労者事蹟録）ということもあつた。このため鹿を新冠川の上流に追いこみ、木柵を設けて封じ込んだのであるが、これが牧場の起源となつたのは興味あることである。杵臼においては野馬と鹿の被害のために一旦開墾した土地を放棄した例もあり、冬は畑に防溝をたてるのが一仕事とされた。

鹿は銃器の移入によつて漸滅したが、鹿の大敵たる狼は新冠牧場に蟄集し、結局ごとごとく毒殺されてその滅亡となつたことはすでに前条にのべた通りである。

明治十三年九月、札幌新聞第十二、十三号は、はじめて驚くべき蝗虫の襲来を報じた。即ちこの年は春以来非常の旱魃で、静内の染選川のごときも小溝のごとくまで渴水した。八月二十二日午后四時頃雲霞のごとく蝗群が新冠牧場の耕地に飛来し、またたく間に八万坪の玉蜀黍を食いつくし、益々勢を得て増加草木にむらがり、あるいは轟然たる羽音をのこして大挙移動した。いかんともする術を知らずと当時の記録はその物凄く有様を伝えている。

新冠牧場の経営につとめていたエドウィン・ダンのごとき、文献をあさつて防除の策をたて、馬を駆つて新冠に赴いたが、海岸の砂上は蝗群で真黒であり、さかんに産卵してたとその手記に述べている。

この十一月開拓使は駆除法を示達すると共に、十四年六月予算五万円を計上してその絶滅を期し、農商務省より鎌木喜三を派して除蝗を指導させた。開拓使もまた佐藤昌介等を派遣して住民を指揮させ、その幼虫を溝に追いこみ、卵をほらせて買上げるなど、鋭意虫害の伝播防止につとめ、日高地区は概ね消滅した。しかし、蝗群はなお勇払低地に群棲し、明治十四年八月鈴木清は赤心社事業を躍進させようと出札し、耕牛を引つれて帰来の途、その大群にあい次のようにのべている。

三 産業その緒に就く

第二編 開拓創業

「経過するとき害虫の飛散実に甚だしく又勇払郡を恰も降雪の天空を望むが如く数方の害虫空中に飛散し乎化せしより未だ日を経ざるものは地にありて並列す。勇払原野に於て駆除の景況を視しが、しやもとアイノウの合併隊にしてアイノウメノコヤつしんよいさの縣声をなし孰れも之に従ひて声を発し樹木の枝葉を以て害虫を追い廻し藪中或は坑中に入れて之を捕う」（北行日記）

十五年まで被害の最も多かつた静内、新冠、沙流、勇払各郡のごときは、各二千石以上の蝗を捕えた。除蝗には壯年者は勿論子供に至るまで住民死活の問題として之に動員された。三石村富川台地のごときは、蝗を追いこむ溝がほられ、今にバツタ野の名をのこしている。幌泉郡は十勝バツタの侵入路にあつたから、多くの豫によつて之を阻止しようとした。この地方は漁民が永年山林を過伐して草野となつていたが、除蝗用藪をそのまま放置しておいたため強風が次第に草野の表面をはぎ、現在のごとき素漠たる裸地を形成するに至つた。

蝗は勇払低地に潜在して屢々繁殖四散したが、たまたま明治十七年の夏は、冷濕にて大凶作であつたが、これがためかえつて土中にあつた蝗卵が腐つて自から駆除に役立つた。十八年も霖雨つづきで氣候不順、しかも不景氣の絶頂であつたが蝗は死滅し、久しく開拓当局と住民を苦慮させた異変はこゝに終熄した。この蝗害異変は旱魃によつて発生し、冷湿降雨によつて消滅した一種の氣候災害とみなし得るのであるが、これより以後蝗の発生については厳しく警戒したので、再びこのような異変は起らなかつた。